

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて

1. 自転車施策の背景

- 自転車は、身近な移動手段として重要な役割を担っているが、交通事故全体に占める自転車関連事故の割合は拡大傾向にある。
- 健康や環境への意識の高まり等を背景に、利用ニーズが高まっている。

2. これまでの取り組み

- 平成19年度、警察庁と連携し、自転車道や自転車専用通行帯等の整備を進めるため、全国98地区を「自転車通行環境整備モデル地区」として指定。
- 平成23年度、警察庁と連携し、有識者による検討委員会を開催。
平成24年4月、同委員会は、各地域において、ハード・ソフトの取組を進めるためのガイドラインを早急に作成することを提言。

3. ガイドラインについて

- 提言を踏まえ、各地域において、道路管理者や都道府県警察が自転車ネットワーク計画の作成やその整備、通行ルールの徹底等を進めるため、ガイドラインを策定。
 - I. 自転車通行空間の計画
 - II. 自転車通行空間の設計
 - III. 利用ルールの徹底
 - IV. 自転車利用の総合的な取組
- 平成24年11月29日、国土交通省道路局及び警察庁交通局より道路管理者（直轄、自治体）、都道府県警察に発出。

4. ガイドラインのポイント

I. 自転車通行空間の計画

→P 3

- 自転車ネットワーク計画の作成を進めるため、計画目標等の設定、自転車ネットワーク路線の選定、整備形態の選定など計画作成手順を提示
- 車の速度や交通量等に応じ、車道通行を基本とした整備形態*の選定の考え方、目安を提示
※自転車道、自転車専用通行帯、車道で自動車と混在する方法等
- 整備に当たり道路空間の再配分や道路拡幅の可能性、速度の見直しによる整備形態の変更を検討するとともに、整備が困難な場合は、整備可能な当面の整備形態、代替路の検討などの対応を提示

II. 自転車通行空間の設計

- 自転車道、自転車専用通行帯、車道混在における設計の基本的な考え方(分離工作物、幅員、路面表示等)を提示 →P 4
- 直線的に接続するなどの交差点部における設計の考え方を示し、自動車と分離又は混在させる自転車専用通行帯の対応案を提示 等 →P 5

III. 利用ルールの徹底

→P 6

- 以下の3つの観点から利用ルール徹底の取組を提示
 - ・ 全ての利用者へのルール周知(学校教育、免許証更新時等)
 - ・ ルール遵守のインセンティブ付与(児童等への自転車運転免許証の交付、事故の危険性周知等)
 - ・ 指導取締り(悪質、危険な違反への検挙措置等)

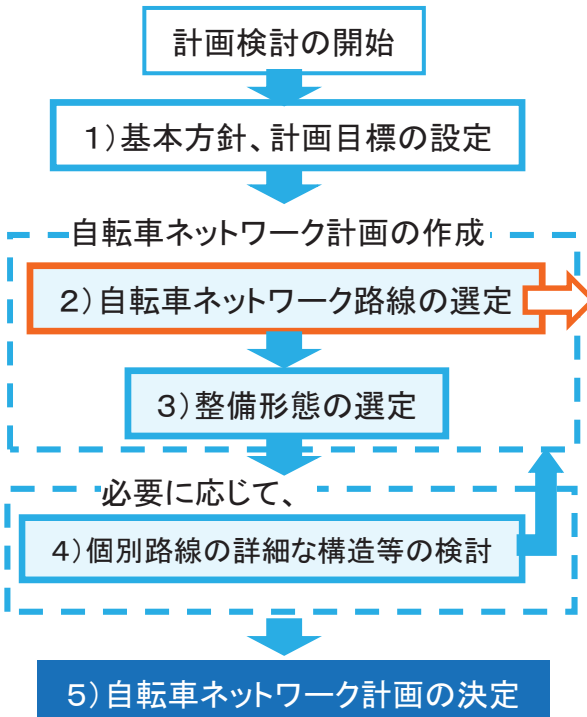
IV. 自転車利用の総合的な取組

→P 7

- 駐停車・駐輪対策として、自転車専用通行帯区間での駐車禁止規制等の実施と取締り等の取組を提示
- 利用促進として、自転車マップ作成、レンタサイクル導入等の取組を提示

自転車通行空間の計画

■ 自転車ネットワーク計画作成手順

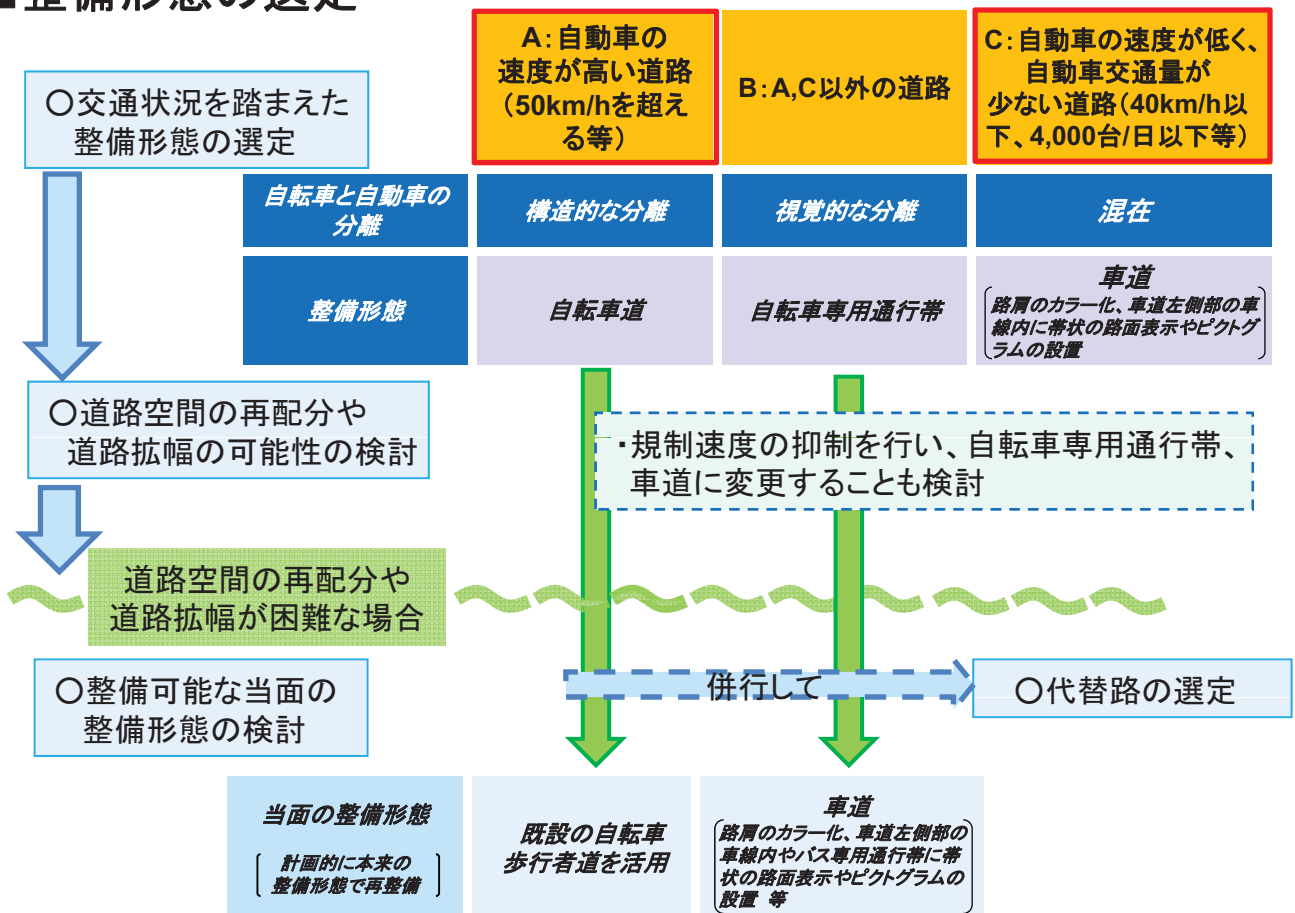


■ 自転車ネットワーク路線の選定

既存の道路ネットワークや計画中の道路から、以下の①～⑥のような路線を適宜組み合わせて選定

- ① 地域内における自転車利用の主要路線としての役割を担う、公共交通施設、学校、地域の核となる商業施設、主な居住地区等を結ぶ路線
- ② 自転車と歩行者の錯綜や自転車関連の事故が多い路線の安全性を向上させるため、自転車通行空間を確保する路線
- ③ 地域の課題やニーズに応じて自転車の利用を促進する路線
- ④ 自転車の利用増加が見込める、沿道で新たに施設立地が予定されている路線
- ⑤ 既に自転車通行空間が整備されている路線
- ⑥ その他連続性を確保するために必要な路線

■ 整備形態の選定



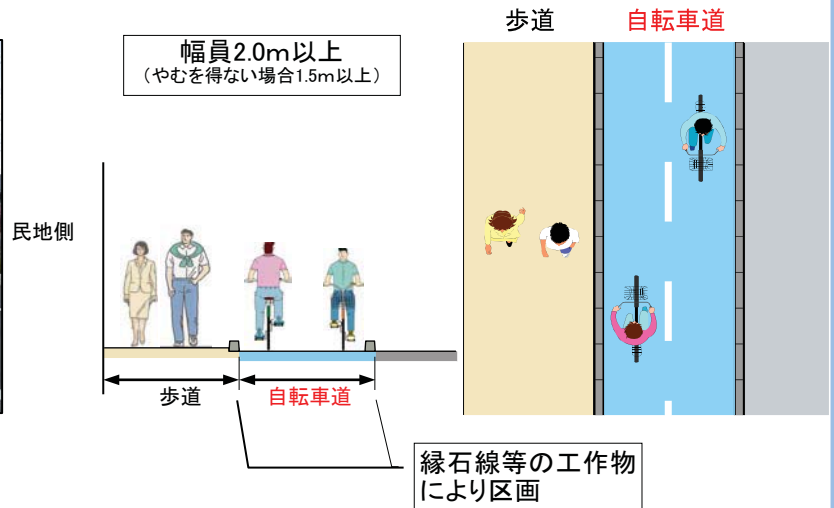
自転車通行空間の設計

■単路部の設計【整備例】

自転車道



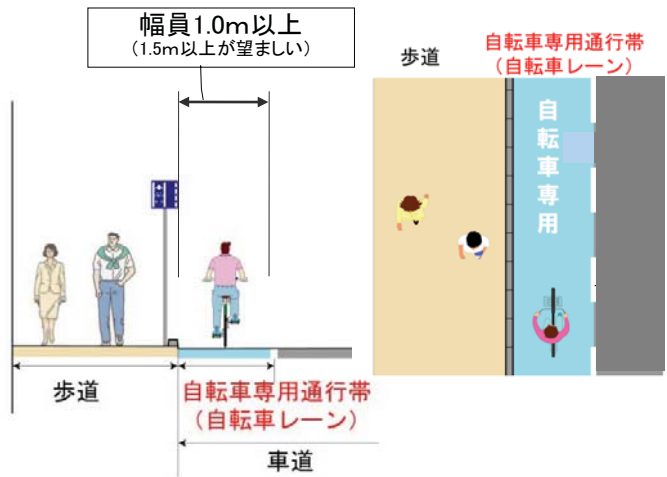
縁石線等の工作物により構造的に分離された自転車専用の通行空間



自転車専用通行帯(自転車レーン)



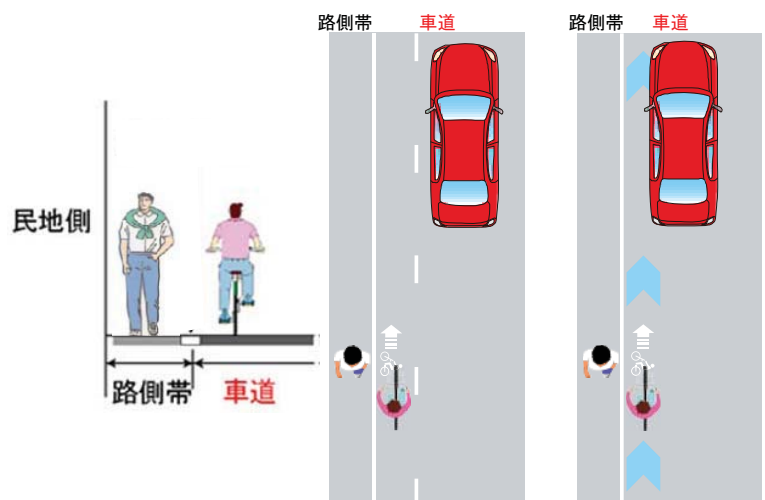
交通規制により指定された、自転車が専用で通行する車両通行帯。自転車と自動車を視覚的に分離



車道混在



自転車と自動車が生道で混在。自転車の通行位置を明示し、自動車に注意喚起するため、必要に応じて路肩のカラー化、帯状の路面表示やピクトグラム等を設置

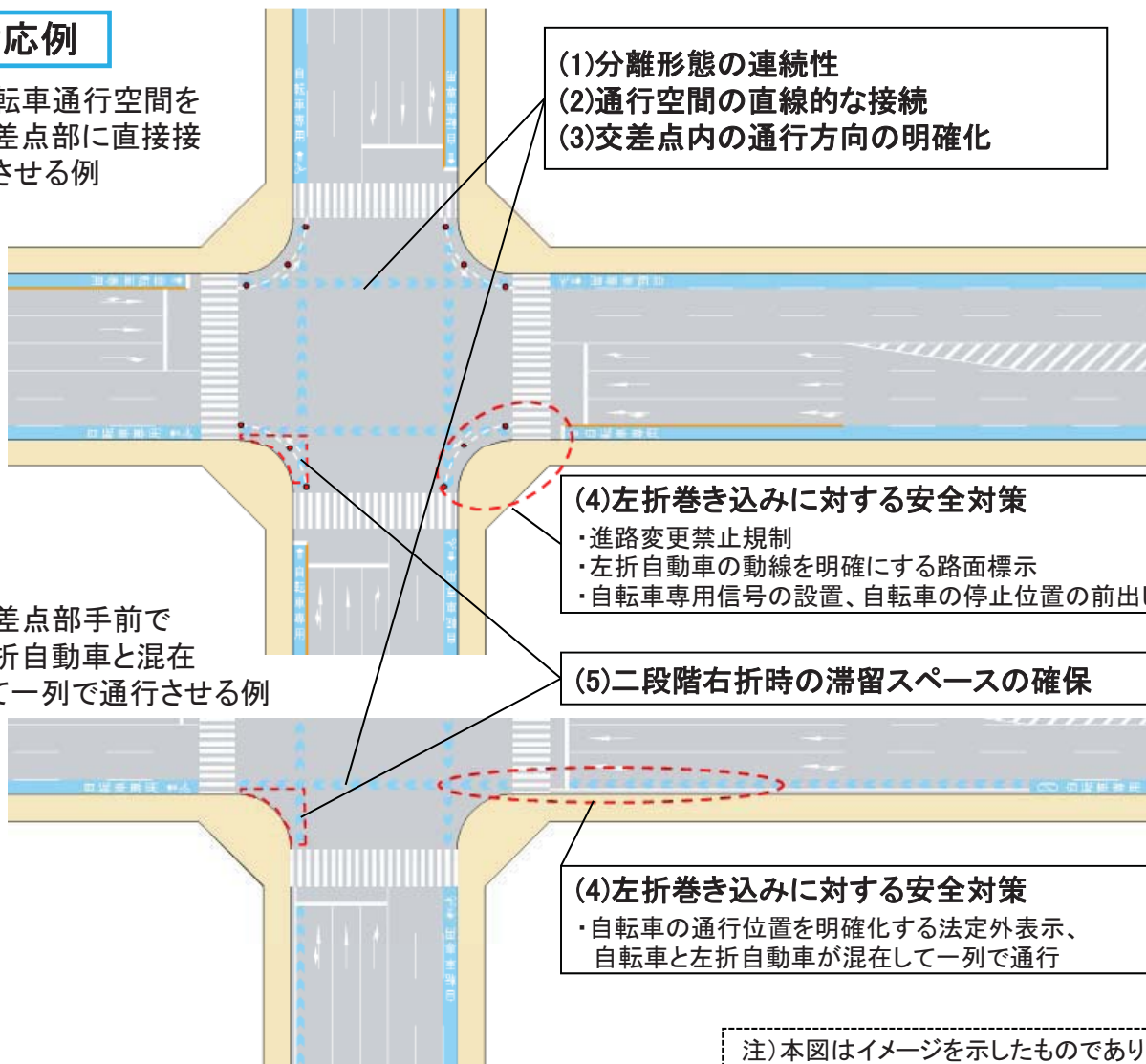


自転車通行空間の設計

■交差点部の設計【対応例】

対応例

○自転車通行空間を交差点部に直接接続させる例

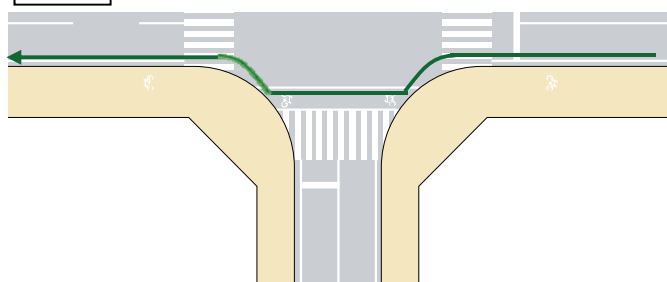


○交差点部手前で左折自動車と混在して一列で通行させる例

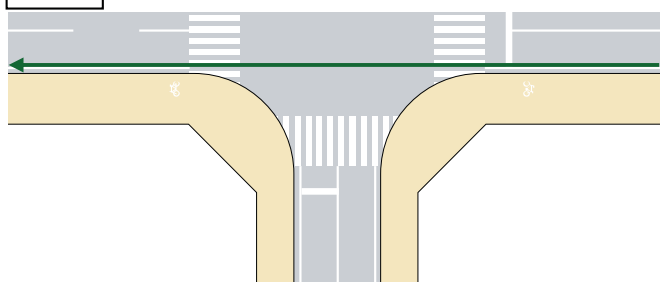
注)本図はイメージを示したものであり、全ての道路標識・路面標示等を示したものではありません

(参考)通行方法

従前



今回



— 車道を通る自転車

自転車利用のルール徹底【概要】

	観点	概要
1.利用ルールの周知	○自転車利用の原則の徹底	・右側通行（逆走）禁止、歩道通行時の徐行義務の徹底
	○全ての道路利用者に各種機会を捉えた周知	・運転免許取得時や免許証更新時を活用した周知 ・児童、学生への自転車安全教育 ・交通ボランティア等と連携した街頭指導
	○販売店や関係団体等と連携した周知	・点検や整備の必要性、ヘルメット・尾灯の重要性、保険加入の重要性等の周知
	○ルールを伝える空間整備	・路面表示等の視覚的な工夫や統一的運用
2.ルール遵守のインセンティブ付与	○遵守効果が高まる工夫	・児童等への自転車運転免許証の交付 等
	○ルール遵守意識の向上	・ルールを守らない場合の罰則や事故発生の危険性の周知
3.交通違反の指導取締り	○指導取締りの積極的实施	・街頭活動における指導警告の積極的推進 ・悪質、危険な交通違反に対する検挙措置 ・指導取締りの活動状況の周知

利用ルールの徹底

■利用ルールの周知



地域の住民等と連携したチラシの配布例

■ルール遵守のインセンティブの付与 ■交通違反の指導取締りの例



小学校での自転車運転免許証の配布例



自転車に対する指導取締り状況の例

自転車利用の総合的な取組【概要】

観点	概要	
1.駐停車・荷捌き車両対策	○駐停車空間の確保	・路外または路上における駐停車空間を確保
	○駐停車禁止規制の実施・違法駐停車の取締り	・自転車専用通行帯の設置区間等で、沿道状況に応じ、駐車禁止や駐停車禁止の規制を実施 ・駐車監視員活動ガイドラインにおける重点路線、重点地域の指定により取締りを強化 等
2.放置自転車対策	○駐輪場の整備	・駅周辺の自転車の需要の多い地域における駐輪場の整備（公共駐車場の活用、鉄道事業者等との協力等） ・駐輪場の分かりやすい案内 等
	○放置自転車の撤去	・放置禁止区域の指定及び放置自転車の集中的な撤去
3.自転車の利用促進	○地域の課題やニーズに応じた自転車利用の促進	・住民との協働による自転車マップの作成 ・市民参加型のスポーツイベントの開催 ・観光拠点等へのレンタサイクルの導入 等

自転車利用の総合的な取組

■ 駐停車・荷捌き車両対策



通勤通学の時間帯における駐停車禁止規制の実施例

■ 放置自転車対策



鉄道事業者と連携した駐輪場の整備例

■ 自転車の利用促進



自転車マップの作成・配布例